

Contents *保険業法が変わった!?

*高齢者問題 *春のエスタス祭り(報告) *社員紹介 *コラム

え? 保険業法が 変わった!?

5月29日より、保険業法が大きく4点改定されました。今回の保険業法が改定されるにあたり、何がどう変わったのか? 損保・少額短期ともに代理店の立場にある当社ではどのような取り組みをしているのか?をお伝え致します。

① 体制整備義務の変更

今までは、少額短期保険業者が代理店に対して、監督責任がありました。この監督責任義務は従来と変わりありませんが、それに加え、代理店も代理店自身で管理監督を行う必要があるとされ、そのため体制整備を代理店内部で行わないといけなくなりました。

コンプライアンスの問題など、少額短期保険業者から代理店に対して指導が入ることが今までの流れでしたが、財務局から代理店に直接指導が入ることもあるということになります。代理店もきちんとした内部体制で保険販売を行う必要があります。

② 情報提供義務

契約する入居者がその保険に加入することが、本当に適切なのかを判断するための、情報提供が必要になります。

例えば、どのような事故に対して保険金が下りるのか、保険期間は何年でいくらか、保険金は最大いくらか、告知義務の説明、付帯サービスはどのようなものがあるのかなど。

ただ金額と期間だけを説明しているだけでは足りませんので、細かな説明をす

ることが必須となります。

③ 意向把握義務

契約までの一連のプロセスが必要になります。

1. どのような保険に入りたいのか最初に意向把握をし、
2. その意向に沿った提案商品の説明を行い、
3. その上でこの契約にしたいという最終的な意向確認をするまでの一連のプロセスが新たに求められることになりました。申込書に、意向確認のチェック欄が増えることとなります。

④ 「比較説明販売」と「比較奨励販売」

代理店がどの保険会社の商品を契約者に勧めるかを、代理店内で決定をし、「比較説明販売」もしくは「比較推奨販売」のどちらかを行わなければなりません。

「比較説明販売」とは・・・取り扱っている保険商品から契約者の意向に沿った全ての商品を、契約者が求めている内容に応じて偏りなく説明して選んでもらう販売方法です。